

吹田市立総合福祉会館生活介護事業の廃止及び旧わかたけ園用地を活用した医療的ケア児・者受入れ施設の整備（案）

1 概要

保健センター及び保健会館を含む総合福祉会館（以下「当該施設」という。）は、福祉団体を対象とした貸館事業等を行うとともに、市内の医療的ケア児受け入れに中心的な役割を果たす施設の一つとして、障害福祉サービスである生活介護事業を実施しています。当該施設は、昭和62年度（1987年度）に開設しており、施設出入口やトイレが共用であることに加え、館内において動線を完全に分離できない等、令和6年度（2024年度）に障害福祉サービス事業所に義務付けられた、感染症の発生やまん延防止に関する取組の強化に課題が生じています。

また、医療的ケア児・者への支援については、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加により、令和3年（2021年）に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画・第3期吹田市障がい児福祉計画）」では、医療的ケアの必要な重度障がい者のサービス確保及び支援体制の強化を重点取組としています。

医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域で安心して生活をするためには、本人への支援に加え、通所や訪問、短期入所等を組み合わせた介護者のレスパイト（休息）支援が不可欠ですが、当該施設的环境では対応が困難です。

これらの課題を踏まえ、今後予定する総合福祉会館の大規模改修の検討を契機に、施設での生活介護事業を廃止し、旧わかたけ園用地において事業を承継する民間事業者を募集します。

併設するサービスについて、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な提案を求めるとともに、短期入所の整備を必須とし、年齢にかかわらず支援を受けられるよう、18歳未満の障がい児も受け入れることを募集の条件とします。

2 現状と課題

（1）吹田市内で医療的ケア受入れ体制のある事業所の状況（生活介護、短期入所）

生活介護：常勤看護職員2人以上配置

短期入所：医療的ケア実施体制あり

サービス名	市内事業所（所在地・定員）
生活介護（対象：18歳以上）	・ 障害者支援交流センター（千里万博公園・60人）
	・ 総合福祉会館（出口町・20人）
	・ A事業所（上山田・7人（重心特例））
	・ B事業所（高野台・20人）
短期入所（対象：全年齢）	・ 障害者支援交流センター（千里万博公園・7人）

(2) 医療的ケア児・者の状況（参考資料1）

医療的ケア児・者ともに年々増加しています。18歳未満の医療的ケア児は、短期入所の利用の伸びが顕著です。将来的なニーズも見据え、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備が必要です。

(3) 総合福祉会館の生活介護事業の状況

平成24年度（2012年度）に委託化し、市の介護施設利用者判定委員会を通じて重度障がい者を受け入れています。令和7年度の利用者数は9.2人/日にとどまっています。多様化するニーズに対応した新たな障害福祉サービスを展開するスペースがなく、今後も安定的な新規利用者の獲得は困難な見通しです。土日祝の開所や運営時間の延長等のニーズに対応することも、費用対効果の面で課題があります。

(4) 民間事業者による整備

医療的ケア児・者を受け入れる施設には、大型の車いすがそのまま乗り込める送迎車両の乗降場所や駐車場が必要です。建物内にも、通路、浴室、トイレも含めた十分なスペース、医療機器の電源の確保等が求められます。

しかしながら、このような生活介護及び短期入所事業の実施に適した土地を見つけることが困難という障壁もあるため、民間活力のみでの整備は困難です。

3 今後の対応

総合福祉会館の生活介護事業を廃止し、市有地の貸付けにより、当該事業の承継及び医療的ケア児・者の課題解消につながる障害福祉サービス等を運営する事業者を募集します。貸付けによることで、整備にかかるイニシャルコストが低く抑えられ、事業者は安定的に事業を運営することができます。事業者には、必要に応じて市との協議に応じることや毎年利用者受け入れ状況の報告を求め、確実な医療的ケア児・者の支援体制の充実を図ります。

4 活用する市有地

旧わかたけ園用地（朝日が丘町 1268-32、面積：約 1,391 m²）

一般定期借地権設定契約による有償貸付

※ ライフステージを通じて利用されるという障害福祉サービス等の特性や、医療的ケア児・者を受け入れる生活介護、短期入所のニーズは今後も長期間継続すると見込まれることから、貸付け期間を 50 年とする。

5 募集するサービス等

(1) 必須サービス

ア 生活介護（総合福祉会館事業の承継を要件とする）：定員20人

イ 短期入所（医療的ケア児・者の受入れを要件とする）：6床程度

※ 上記に加え、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な提案（任意サービス）を求める。

(2) 募集条件

ア 任意サービス：原則として、医療的ケア児・者を対象とする以下の事業に限る

（ア）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

（イ）児童福祉法に基づく障害児通所支援等

イ 建物の高さ等：原則として、2階建てまで（旧わかたけ園と同等）とする。

ただし、任意サービスの提案内容により3階建てまで可とする。

（必要となる敷地面積等）

生活介護（20人）、短期入所（6床）、任意サービス	約500㎡	（合計）
駐車スペース等	約700㎡	1,200㎡

6 旧わかたけ園用地で整備する理由（参考資料2）

現在、常勤看護職員2人以上を配置し医療的ケア者を受け入れる生活介護は、総合福祉会館を除きすべて吹田市北部に所在しているため、活用する市有地は南部であることが必要です。また、医療的ケア児・者が障害福祉サービスを利用するにあたっては、送迎車両が進出しやすい立地が適しています。

旧わかたけ園用地は、車両のアクセスが良好であるとともに、片山坂から一本入った場所に位置しているため周辺の交通量が比較的少なく、送迎車両も進出しやすい立地です。また、必要となる敷地面積を十分に満たし、敷地内において車両が円滑に転回できるスペースの確保も可能なため、当該用地での整備を進めるものです。

7 今後のスケジュール

令和8年	12月	12月議会（事業者募集に係る予算を提案）
令和9年	2月上旬	旧わかたけ園用地での事業者募集
	5月～7月	事業者決定（選定委員会）、基本協定締結
令和10年	2月	2月議会（総合福祉会館条例の改正）
	4月～翌3月	旧わかたけ園用地での施設整備工事
令和11年	4月以降	総合福祉会館の生活介護事業廃止 ・旧わかたけ園用地で事業開始

※ 資材高騰や恒常的な工期の長期化への対応が必要になる場合は、竣工時期について提案事業者や関係室課と調整を図る。

医療的ケア児者の状況

1 支給決定者数の推移

(1) 18歳以上65歳未満（障がい者）

	令和3年8月	令和8年3月
ア 支給決定者数（※1）	169人	212人
イ 増加率	—	1.25

（※1）障害支援区分の認定調査で“特別な医療に関連する項目（12項目）”のいずれかに該当する人数（施設入所、療養介護を除く）

（特別な医療に関連する項目（12項目））

1 点滴の管理	2 中心静脈栄養	3 透析	4 ストーマの処置
5 酸素療法	6 人工呼吸器	7 気管切開の処置	8 疼痛の看護
9 経管栄養	10 モニター測定	11 じょくそうの処置	12 カテーテル

※ 令和4年度から令和6年度までのデータについては、同様の方法で取っておらず比較できないが、他の方法により算出すると微増であることを確認している。

(2) 18歳未満（障がい児）

	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
ア 支給決定者数（通所）（※2）	83人	92人	98人
イ 増加率（前年度比）	—	1.11	1.07

（※2）重症心身障がい児又は“医療的ケアスコア（14項目）”3点以上（医療的ケア区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の児童

（医療的ケアスコア（14項目））

1 人工呼吸器	2 気管切開の管理	3 鼻咽喉頭エアウェイの管理	4 酸素療法
5 吸引	6 ネブライザー（吸入）の管理	7 経管栄養	8 中心静脈カテーテルの管理
9 皮下注射	10 血糖測定	11 継続的な透析	12 導尿
13 排便管理	14 痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与等の処置		

2 短期入所の状況

（短期入所）

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行うサービス

(1) 18歳以上65歳未満（障がい者）

	利用 延人数	延べ日数	利用 事業所数	うち吹田市内の 利用事業所数
令和6年3月（※3）	31人	165日	9か所	3か所
令和7年3月（※3）	36人	178日	8か所	3か所
令和8年3月	34人	146日	10か所	4か所

（※3） 令和6年3月と令和7年3月データについては、令和8年3月時点の医ケア者リストと当該年度の利用実績を突合して算出

※ 障害者支援交流センターは、令和7年6月から医療従事者によるケアが必要な短期入所を中止している。

医療従事者によるケアが必要な短期入所の利用者6名のうち、令和7年3月に短期入所の利用は延5人、延20日であり、令和8年3月にはこの対象者が利用できていないために実績が下がっていると考える。

(2) 18歳未満（障がい児）

	利用 延人数	延べ日数	利用 事業所数	うち吹田市内の 利用事業所数
令和6年3月	7人	20日	3か所	0か所
令和7年3月	12人	52日	5か所	1か所
令和8年3月	21人	105日	7か所	1か所

3 利用ニーズ

(1) 第8期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート（令和7年12月）

短期入所について（対象：医療的ケアが必要な58人（複数回答））

ア この1年間に利用したことがあるサービス	17.2%
イ 今後3年以内に利用したいと思うサービス	20.7%

(2) 在宅の医療的ケア児に関する調査（令和5年10月）

※ 市が把握しているすべての医療的ケア児の保護者等へ調査用紙を配付
（こども発達支援センター）

ア サービス利用（有効回答55人、短期入所を利用していない35人）

短期入所を利用しない理由

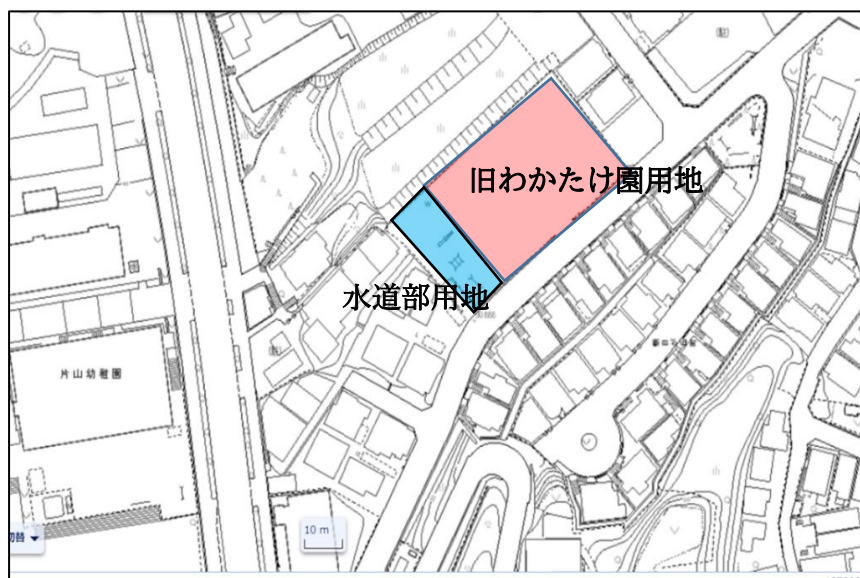
1位 必要なし 15人	2位 不安 11人	3位 近くにない 4人
-------------	-----------	-------------

イ 生活を維持するうえで困っていること（短期入所に関わる意見）

- ・介護者の体調不良や冠婚葬祭時に見てくれる人がいない
- ・吹田市内にショートステイできる場所をつくってほしい
- ・ワンオペで自分の時間がない

旧わかたけ園用地の概要

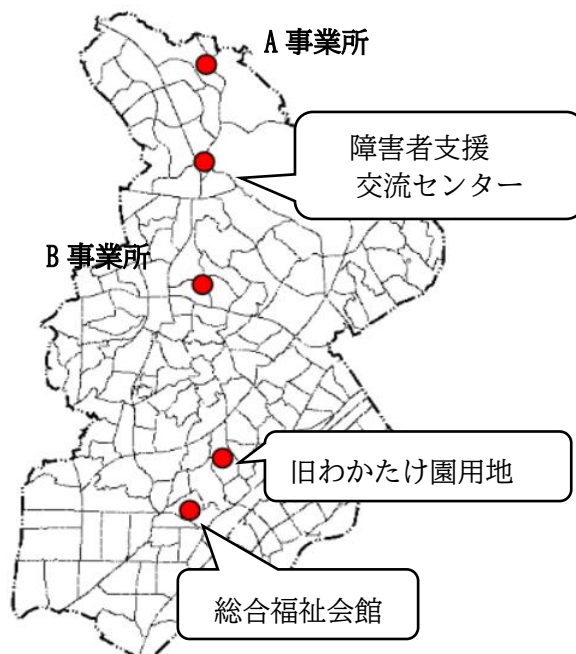
- (1) 所在地：朝日が丘町 1268-32 (2) 面積：約 1,391 m²
 (3) 用途地域：第二種中高層住居専用地域 (4) 容積率：200%
 (5) 建ぺい率：60%



(医療的ケア受入れ体制のある市内生活介護事業所)

事業所名	総合福祉会館	障害者支援交流センター
所在地	出口町19番2号	千里万博公園12番27号
定員	20人	60人
定休日	土・日・祝	土・日（第1土曜、祝日開所）
短期入所併設	×	○7床

事業所名	A事業所	B事業所
所在地	上山田1番12号	高野台1丁目6番3号
定員	7人	20人
定休日	火・水	日
短期入所併設	×	×



(生活介護)

主として昼間において、常時介護等の支援が必要な者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービス